

## (別紙) 仕様書

### 1 方針

本電力供給契約は、「日野市電力の調達に係る環境配慮方針」(平成24年1月31日制定)(以下「環境配慮方針」という。)に基づき行うものである。

### 2 契約条件

契約条件は、環境配慮方針第4条及び第5条に規定した環境評価項目について、同方針別表(第5条、第6条)による「日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価基準」により、電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報を開示しており、かつ算定した評価点の合計が70点以上であることとする。

かつ、本契約における電力供給にあたっては二酸化炭素の排出量に係る調整後排出係数がゼロとなる電気を供給すること。

### 3 日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書等の提出

環境配慮方針第6条に基づく「日野市環境に配慮した電力調達契約環境評価項目報告書(様式第1号)」、及び「日野市電力の調達に係る環境配慮方針に基づく評価結果について(様式第2号)」に必要な書類を添えて提出すること。

### 4 電力供給期間等

令和8年4月1日以後の最初の検針日の0時から令和9年4月1日以後の最初の検針日の前日の24時まで(1年間)

### 5 契約仕様概要

- (1)対象施設 (\* \* \*)
- (2)需要場所 (\* \* \*)
- (3)業種及び用途 官公署・事務所、集会施設、体育施設、保養施設、学校、ごみ処理施設等

### 6 電気料金の算定

- (1)電気料金の算定は、計量(検針)期間の使用電力量により施設ごとに行うものとする。
- (2)電気料金の算定は、次に掲げる契約の区分に応じて定める方法により行うものとする。この場合において、当該算定した料金に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。  
算定方法は、次の「ア 単価固定契約」「イ 単価変動(市場連動)契約」「ウ 単価変動(一部卸調達・固定単価含む市場連動)契約」のいずれかの方法により契約するものとする。

#### ア 単価固定契約

- ① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1から①-6を合計して得た金額とする。

- ①-1 基本料金

契約ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①-2 電力量料金

契約ごとに電力量料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの使用電力量の実績に応じて算定するものとする。

①-3 燃料費等調整額

各月の燃料費調整額は、当該地域を管轄するみなし小売電気事業者が適用する燃料費調整単価の算定諸元に準じる、もしくは受注者が独自に定める公開された算定諸元により算出するものとし、いずれの場合も基準燃料価格に上限を定める必要はないものとする。契約期間内において、燃料費調整単価の変更は認めないものとする。なお、燃料調整費を請求しない場合、本項目は除外とする。

①-4 容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内において単価変更は認めない。なお、燃料調整費内において請求を行う場合、算定諸元内に計算根拠が公表されているものとし、変更にあたっては燃料費調整額における算定諸元の変更時の条件と同様とする。

-5 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

①-6 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

イ 単価変動(市場連動)契約

① 電気料金

電気料金の計算は、次の①-1から①-5を合計して得た金額とする。

①-1 基本料金

契約ごとに基本料金単価を定め、月ごとに当該契約ごとの契約容量の実績に応じて算定するものとする。また、基本料金にかかる力率割引は、当該地域を管轄する一般送配電事業者が定める託送供給等約款に準じるものとする。

①-2 電力量料金

契約ごとに定める従量料金単価に30分ごとのJEPXエリアプライスの実績単価にスポット取引手数料単価、託送料金単価、手数料単価、環境価値単価、を加えた額に、当該契約に係る施設の同日同時刻帯の30分使用量の実績を乗じて算定するものとする。

①-3 容量拠出金

基本料金単価もしくは電力量料金単価に含めるものとする。別で単価を設ける場合は、契約期間内におい

て単価変更は認めない。

①-4 再生可能エネルギー発電促進賦課金

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(平成23年法律第108号)に基づく賦課金(以下「再エネ賦課金」という。)は、当該地域を管轄する旧一般電気事業者の標準供給条件により算定するものとする。

①-5 国の補助金

国が実施している電気・ガス価格激変緩和対策期間中は、当該対策の支援を受け、国の定める値引き単価に応じて値引きを行うものとする。

ウ 単価の単位

単価の単位は1円とし、その端数は小数点以下第三位で四捨五入することとする。

エ 消費税の取扱い

単価、再エネ賦課金等の算定は、消費税及び地方消費税を含んで行うものとする。

## 7 入札金額算出方法

(1) 単価固定型契約

ア 基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

イ 従量料金単価は月ごと、提供するメニューにより時間ごとに変更しても構わない。

ウ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

エ 燃料調整単価は、入札を行うメニューごとにオークション運営者が指定する単価を使用すること。

オ 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

カ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

キ 入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

(2) 単価変動型(市場連動)契約

ア 基本料金単価は月ごとに変更して構わない。

イ 従量料金単価に関する手数料等は月ごとに同一単価とする。

ウ 環境価値単価を設定する場合は、固定単価とし年間通じて同一単価とする。

エ JEPX エリアプライスはオークション運営者が指定する単価を利用すること。なお、スポット購入手数料を設定する場合は固定単価とすること。

オ 容量拠出金の負担額について、単価を設ける場合、年間通じて同一単価とする。契約期間が4月をまたぐ場合、年度ごとに単価を設定しても構わない。入札時点において次年度の単価設定ができない場合、想定される最大の単価を入札額として設定すること。ただし、この場合実際の請求時に入札単価を超えて請求できないものとする。

## (別紙) 仕様書

カ 託送料金、損失率を考慮する場合、契約期間において適応される値を利用すること。なお、入札時点において、契約期間における託送料金、損失率の変更が一般送配電事業者から経済産業省へ申請されている場合は、認可の有無にかかわらずオークション運営者が指定する条件に従うこと。

キ 入札額に再生可能エネルギー発電促進賦課金、電気・ガス価格激変緩和対策は含めないこと。

### 8 支払方法

毎月払い(年12回)とする。

電気料金の請求は、対象施設ごとに翌月の10日までに市に請求し、市はその請求を受理した日から30日以内に請求書記載の方法によりこれを支払うものとする。

ただし、市が別途請求先を指定した場合については、所定の手続きに基づき対応するものとする。

また、請求の際には請求書のほかに施設ごとの内訳(契約電力、使用電力量、単価、電気料金、最大需要電力、力率、その他割引率等)をひとつの電子データとして添付すること。

なお、電子データの形式はエクセル又はCSV形式のファイルとし、提出方法及び詳細については双方の協議により決定するものとする。

### 9 特記事項

(1)前記「6 電気料金の算定」において、基本料金の力率割引又は割増、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金については、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める特定規模需要の標準供給条件による。

(2)急激な市場価格高騰が発生した場合、需要家より契約期間中の中途解約を可能とすること。

ただし需要家からの予告は2ヵ月前に行うことを条件とする。

(3)受注者(この号及び次号において、候補者を含む。)は、次のア及びイに掲げる事項について留意しなければならない。

ア 該当地域の送配電事業者定める託送料金、損失率、離島ユニバーサルサービス単価の見直し、年度をまたぐ契約においては容量拠出金の負担額変更、もしくは制度改正により契約単価の変更が生じる場合は、発注者へ事前に協議を申し入れるものとする。

イ アの協議の結果、申し入れが不成立となった場合は、当該契約の締結を取りやめ、又は解除するものとする。この場合において、当該理由による契約の取りやめ又は解除を理由とする違約金等の請求は認めないものとする。

ウ 受注者は直近3年以内に債務超過・会社更生法の適用を受けていないこと。

エ 発注者は口座振込によって電気料金を支払うものとする。

(4)その他、この仕様書に定めのない事項については、別途当市職員の指示に従うものとする。

### 10 供給の保証にかかる費用の負担

受注者が一般送配電事業者との契約により電力の供給を行う場合に生ずる料金は、受注者が負担するものとする。また、仕様書等又は契約書に明示されていない事項でも、電力の供給上当然必要となるものについても、受注者の負担で履行する。

## 11 一般的損害等

契約内容履行に関して発生した損害(第三者に及ぼした損害を含む。)については、受注者がその費用を負担するものとする。ただし、乙の責めに帰すべき理由によらないものについては、乙はその費用を負担しない。

## 12 監督

発注者は、必要があると認めるときは、発注者の職員に、立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。

## 13 使用電力量の増減

発注者の使用電力量は、都合によって予定使用電力量を上回り、又は下回ることができる。

## 14 予算の減額、施設の閉館または大規模修繕による休館等による契約変更等

発注者は、契約時に予定していなかった施設の閉館や大規模修繕による休館等により予定使用電力量を減少させることができる。

## 15 円滑な引継

- (1)電力供給に必要となる事前手続については、日野市に事前に手続に要する作業内容、作業主体、日程等を提示の上で協議を行い、計画的に進めること。また、必ず電力供給期間の始期までに完了すること
- (2)本契約終了後、本契約終了直後から発注者が支障なく継続して電力供給を受けられるよう、発注者及び次期小売電気事業者(本契約終了後に発注者に対し電力供給を行うよう発注者と契約した(又は契約を予定している者として発注者が認める者)小売電気事業者をいう。)に対し、電力供給者の変更手続に要する情報の提供、協議、その他の作業について、誠実に協力し、履行すること。

## 16 天災その他不可抗力による契約内容の変更

契約締結後において、天災事変その他の不測の事件に基づく日本国内での経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、発注者又は受注者は、相手方と協議の上、契約単価、その他の契約内容を変更することができる。ただし、契約単価について、供給場所の地域を管轄するみなし小売電気事業者が定める標準供給条件の変更の場合には、規定する単価の増減率及び増減額を考慮することとする。